

【事案Ⅴ - 1】年金共済金支払請求

・2025年10月6日 和解解決

<事案の概要>

夫婦を対象とした保証期間付夫婦連生終身年金共済（以下「終身年金共済」という）の契約者は、生前、すでにこの年金の受け取りを開始していた。その後、契約者は夫婦別姓とするため保証期間中に配偶者と離婚し、元配偶者は改姓手続を行った。離婚後しばらくして契約者が死亡した（以下「亡契約者」という）。

元配偶者（以下「配偶者」という）は、配偶者として遺族年金を受給していることから、終身年金共済についても、引き続き配偶者として年金が支払われるものと考え、請求手続を行ったところ、被申立人から「配偶者を対象とした終身年金共済の支払はできない」とされたことから、配偶者および法定相続人2名の計3名（以下、あわせて「申立人ら」という。）がこれを不服として申し立てたもの。

<申立人らの主張>

1. 申立ての趣旨

- (1) 配偶者が死亡するまで、終身年金共済金を支払え、との判断を求める。
- (2) 未払いの終身年金共済について、遅延損害金を加算のうえ支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 離婚は、諸事情により戸籍上の離婚をしただけであり夫婦としての実態はあった。
また、被申立人は、配偶者が改姓手続をした際に戸籍謄本や住民票等を確認して本手続を承諾していることから、生活実態は「別姓夫婦」であることを承知していたはずである。さらに、配偶者には現在も亡契約者の遺族年金が支払われていることから、国も事実上の夫婦関係を認めている。
- (2) 被申立人は、本来支払うべき終身年金共済があったにもかかわらず5年以上何の連絡もしていない。また、亡契約者宛での郵送物の停止を依頼したにもかかわらず送付を続けており、対応として不誠実である。

<被申立人の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

「申立人らの請求は認められない」との裁定判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 被申立人は、配偶者から戸籍等の提示を受けた事実はない。
- (2) 当時、離婚の事実確認が不十分なまま改姓手続を行った点については担当者の理解不足であることは認める。
しかしながら、仮に事実関係を把握していたとしても、約款・事業規約では「配偶者」は法律上の婚姻関係にある者に限られるため、内縁関係では該当しない。

(3) 上記理由からも、被申立人が終身年金共済の支払を承諾することはありえず、当時の被申立人担当者の理解不足により手続がなされてしまったにすぎないことに変わりはない。以上より、申立人らの主張は失当である。

<審議会の判断>

審議会において、申立人ら、被申立人双方から提出された書面や証拠資料を精査し、慎重に審議を行った。その結果を踏まえ、できる限り早期に、かつ円満な解決を図る観点から、和解による解決を両当事者に打診したところ、両当事者は合意し和解解決となった。